

令和 8 年第 5 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 106 号

佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(議案書 4 ページ)

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめに関する重大事態の調査等を行うため、市長の附属機関として設置している「佐伯市いじめ問題調査委員会」について、その委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の報酬の額を改定しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 委員の報酬の額の改定

「佐伯市いじめ問題調査委員会」の委員の報酬は、本市における他の附属機関の委員等と同様に、日額 4,500 円としている。

しかしながら、近年の県内他市の同様の委員会の開催状況等を踏まえると、本市において案件が発生した場合、調査等に膨大な時間と労力を要し、委員に多大な負担を強いることとなり、また、委員は事実関係の認定や再発防止策の提言を行うなど重責を担うことから、現行の報酬の額と業務負担等に乖離が生じることとなる。

これらのことから、委員の職務内容及び職責を考慮し、次のとおり、委員の報酬の額を改定する（別表第 1 改正関係）。

区分	改正前	改正後
委員長	日額 4,500 円	日額 25,000 円
その他の委員		日額 20,000 円

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第 107 号

佐伯市いじめ問題調査委員会条例の一部改正について

(議案書 5 ページ)

議案第 106 号に記載の「佐伯市いじめ問題調査委員会」の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）に守秘義務を課するための規定を新たに定めようとするものである。

＜主な改正の内容＞

(1) 守秘義務規定の新設

「佐伯市いじめ問題調査委員会」では、いじめに関する重大事態の調査等を行う過程において、委員が児童・生徒等の秘密を知り得ることが想定される中、非常勤の特別職である当該委員は、地方公務員法における守秘義務規定の適用がないため、当該条例において守秘義務規定を新たに定める（第 7 条追加関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第 108 号

佐伯市監査委員条例の一部改正について

(議案書 6 ページ)

地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

地方自治法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 5 条改正関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：監査委員事務局)

議案第 109 号

財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）

（議案書 7 ページ）

非常備消防管理分の小型動力ポンプ付積載車を経年劣化に伴い更新する必要がある。
この車両の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（１） 購入予定車両

小型動力ポンプ（Ｂ３）付積載車（普通車・２WD／ＡＴ）	４台
小型動力ポンプ（Ｂ３）付積載車（軽四トラック・４WD／ＡＴ）	２台
小型動力ポンプ（Ｂ３）付積載車（軽四バン・４WD／ＡＴ）	１台

（２） 購入の方法 要件設定型一般競争入札

（３） 予定価格 67,502,307 円（税抜き 61,365,734 円）

（４） 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
新日本消防設備（株）	57,550,000 円	落札
（株）消防防災 大分本店	58,600,000 円	
セーフティサービス（有）	59,500,000 円	

（５） 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

大分市住吉町 2 丁目 6 番 34 号

新日本消防設備株式会社

代表取締役 中野 裕之

63,305,000 円

（落札率：93.78%）

【その他参考事項】

（１） 車両の配備先

配備車両		台数	配備先
小型動力 ポンプ （Ｂ３） 付積載車	普通車 ・ 2WD／ＡＴ	４台	佐伯方面隊城南分団住吉部
			本匠方面隊第 2 分団笠掛部
			米水津方面隊第 1 分団（浦代浦）
			蒲江方面隊下入津分団第 2 部（東村）
	軽四トラック ・ 4WD／ＡＴ	２台	弥生方面隊第 3 分団 1 班（上小倉）
			宇目方面隊第 6 分団（木浦鉾山）
	軽四バン ・ 4WD／ＡＴ	１台	上浦方面隊最勝海浦分団長田部
計		7 台	

（２） 車両の納入期限 令和 9 年 3 月 26 日

(3) 車両の購入費の財源内訳

(単位：円)

配備先	購入費	財源内訳		
		辺地対策事業債	緊急防災・減災事業債	一般財源
宇目方面隊第6分団 (木浦鉾山)	7,315,000	7,200,000	0	115,000
佐伯方面隊城南分団 住吉部・本匠方面隊 第2分団笠掛部・米 水津方面隊第1分団 (浦代浦)・蒲江方面 隊下入津分団第2部 (東村)	40,700,000	0	55,600,000	390,000
弥生方面隊第3分団 1班(上小倉)	7,315,000			
上浦方面隊最勝海浦 分団長田部	7,975,000			
合 計	63,305,000	7,200,000	55,600,000	505,000

※辺地対策事業債(充当率 100% 交付税措置率 80%)

※緊急防災・減災事業債(充当率 100% 交付税措置率 70%)

(担当課：消防総務課)

議案第 110 号

佐伯市コミュニティセンター条例の一部改正について

(議案書 8 ページ)

佐伯市直川地域コミュニティセンターの 4 分館（赤木分館、横川分館、上直見分館及び下直見分館）を、令和 9 年 4 月 1 日に廃止しようとするものである。

当該 4 分館は、本市が佐伯市公共施設等総合管理計画に基づき進めてきた地区集会所類の地区譲渡の希望がなかったことから、令和 10 年 3 月 31 日をもって廃止する予定の施設であるが、これらの施設の指定管理期間が、令和 9 年 3 月 31 日をもって満了することから、指定管理者である各地域と 1 年間の指定管理期間の更新を含め協議した結果、地域の意向としては、廃止が望ましいとの結論に達したため、当該廃止の時期を 1 年間前倒ししようとするものである。

なお、この議案は、「佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例」第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

＜主な改正の内容＞

(1) 分館の名称及び位置並びに使用料の規定の削除

佐伯市直川地域コミュニティセンター赤木分館、横川分館、上直見分館及び下直見分館の名称及び位置並びに使用料の規定を削除する（別表第 1 及び別表第 2 改正関係）。

(2) 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

(担当課：コミュニティ創生課)

議案第 111 号

佐伯市景観条例の一部改正について

(議案書 10 ページ)

景観法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

景観法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 12 条及び附則第 3 項改正関係）。

(2) 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日

(担当課：都市計画課)

議案第 112 号

佐伯市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正について

(議案書 11 ページ)

議案第 108 号と同様に、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

<改正の内容>

(1) 法律の改正に伴う引用条項の整理

地方自治法の一部改正により、同法に「条項ずれ」が生じることに伴い、次に掲げる条例において当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める。

- ア 佐伯市下水道事業の設置等に関する条例（第 1 条による改正の第 5 条改正関係）
- イ 佐伯市水道事業の設置等に関する条例（第 2 条による改正の第 6 条改正関係）
- ウ 佐伯市大島航路事業の設置等に関する条例（第 3 条による改正の第 5 条改正関係）
- エ 佐伯市蒲江・深島航路事業の設置等に関する条例（第 4 条による改正の第 5 条改正関係）
- オ 佐伯市地方卸売市場事業の設置等に関する条例（第 5 条による改正の第 5 条改正関係）

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：上記（1）ア及びイについては営業課、
上記（1）ウ及びエについては地域振興課、
上記（1）オについては水産課)

議案第 113 号

佐伯市水道事業給水条例等の一部改正について

(議案書 13 ページ)

上下水道事業の経営の安定を図るため、上下水道料金の改定及び検針・請求方法の変更を行うほか、災害時等において給水装置工事を実施することができる者の範囲を拡大しようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 改正する条例

- ア 佐伯市水道事業給水条例（第 1 条による改正関係）
- イ 佐伯市簡易給水施設事業条例（第 2 条による改正関係）
- ウ 佐伯市飲料水供給事業給水条例（第 3 条による改正関係）
- エ 佐伯市公共下水道条例（第 4 条による改正関係）
- オ 佐伯市特定環境保全公共下水道条例（第 5 条による改正関係）
- カ 佐伯市生活排水処理施設条例（第 6 条による改正関係）
- キ 佐伯市集落排水処理施設条例（第 7 条による改正関係）

(2) 水道料金の改定

令和2年度に策定した「佐伯市水道事業経営戦略」に基づき、令和4年度に料金改定を実施したものの、改定後も料金収入は逓減しており、水道事業の経営は依然として厳しい状況となっている。

このような状況から、昨年度に「佐伯市水道事業総合戦略」を策定し、段階的に料金の改定を行う計画を定めた。

この計画に基づき、水道料金を次のとおり改定するほか、市有の各水道施設の料金を当該改定後の額に統一しようとするものである。(第1条による改正の別表第1、第2条による改正の別表第2及び第3条による改正の別表第1改正関係)。

<基本料金> (1か月当たり・税抜き)

口径	改正前	改正後	差額	改定率
13mm	690 円	800 円	110 円	15.9%
20mm	1,080 円	1,250 円	170 円	15.7%
25mm	1,560 円	1,800 円	240 円	15.4%
30mm	2,340 円	2,700 円	360 円	15.4%
40mm	3,490 円	4,020 円	530 円	15.2%
50mm	6,310 円	7,260 円	950 円	15.1%
75mm	15,270 円	17,570 円	2,300 円	15.1%
100mm	29,750 円	34,220 円	4,470 円	15.0%
150mm	77,530 円	89,160 円	11,630 円	15.0%

<従量料金 (1 m³当たり) > (1か月当たり・税抜き)

水量	改正前	改正後	差額	改定率
1～5 m ³	30 円	21 円	△9 円	△30.0%
6～10 m ³	100 円	95 円	△5 円	△5.0%
11～15 m ³	120 円	126 円	6 円	5.0%
16～30 m ³	130 円	143 円	13 円	10.0%
31 m ³ ～	140 円	168 円	28 円	20.0%

<船舶給水> (税抜き)

水量	改正前	改正後	差額	改定率
1 m ³ 当たり	250 円	275 円	25 円	10.0%

(3) 下水道料金の改定

下水道事業については、下水道未整備区域の市民の税金が赤字補填（基準外繰入）に充てられており、受益者負担による「独立採算制の原則」に反する状態となっている。

このような状況から、昨年度に「佐伯市下水道事業経営戦略」を策定し、段階的に料金の改定を行う計画を定めた。

この計画に基づき、下水道料金を次のとおり改定する（第4条による改正の別表、第5条による改正の別表及び第7条による改正の別表改正関係）。

＜基本料金＞（1か月当たり・税抜き）

汚水量	改正前	改正後	差額	改定率
～5 m ³	620 円	720 円	100 円	16.1%

＜超過料金（1 m³当たり）＞（1か月当たり・税抜き）

汚水量	改正前	改正後	差額	改定率
6～10 m ³	130 円	115 円	△15 円	△11.5%
11～15 m ³	135 円	据え置き	—	—
16～20 m ³	140 円	据え置き	—	—
21～30 m ³	145 円	150 円	5 円	3.4%
31～40 m ³	150 円	155 円	5 円	3.3%
41～50 m ³	155 円	160 円	5 円	3.2%
51～100 m ³	165 円	170 円	5 円	3.0%
101 m ³ ～	175 円	180 円	5 円	2.9%

＜公衆浴場汚水＞（1か月当たり・税抜き）

汚水量	改正前	改正後	差額	改定率
1 m ³ 当たり	30 円	35 円	5 円	16.7%

(4) 検針・請求方法の変更

上下水道料金については、毎月、検針及び請求を行っているが、経費の削減及び事務の効率化の観点から、これを隔月（2か月ごと）に変更する（第1条による改正の第26条及び第30条、第4条による改正の第19条第2項及び第3項並びに第20条、第5条による改正の第26条第1項から第3項まで及び第28条、第6条による改正の第11条第2項及び第3項並びに第7条による改正の第14条及び第15条改正関係）。

(5) 災害時等における給水装置工事実施者の範囲の拡大

本市において給水装置の工事を行うことができる事業者は、市長が指定した者のみに限定されているが、近年の大規模災害において、事業者自身の被災や需要の増大により復旧が遅れる事例が発生したことから、災害等の非常時に限り、他市町村の長が指定した事業者等であっても工事が行えるよう、新たに特例を設ける（第1条による改正の第7条、第8条第2項、第33条第1項第1号及び第36条第2項改正関係）。

(6) 施行期日

- ① 上記（1）から（4）まで 令和9年4月1日
- ② 上記（5） 公布の日

（担当課：営業課）

議案第 114 号

令和 7 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (議案書 18 ページ)

令和 7 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

令和 7 年度佐伯市水道事業会計未処分利益剰余金 142,276,750 円のうち、30,000,000 円を減債積立金に、30,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、その剰余となる 82,276,750 円を翌年度繰越利益剰余金とする。

項目	金額
① 未処分利益剰余金	142,276,750 円
② 減債積立金への積立て	30,000,000 円
③ 建設改良積立金への積立て	30,000,000 円
④ 翌年度繰越利益剰余金 (④=①－ (②+③))	82,276,750 円

(担当課：営業課)

議案第 115 号

佐伯市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について (議案書 19 ページ)

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、規定の整理をしようとするものである。

＜改正の内容＞

(1) 省令の改正に伴う引用条項の整理

地方自治法施行規則の一部改正により、同省令に「条項ずれ」が生じることに伴い、当該条項を引用している規定を改正後の条項に改める（第 4 条及び第 13 条改正関係）。

(2) 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日

(担当課：市民課)

議案第 116 号

佐伯市税条例の一部改正について

(議案書 20 ページ)

地方税法の一部改正により、個人市民税関係として、防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の改正に伴う寄附金税額控除に係る規定の整備、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し、セルフメディケーション税制の適用期限の延長、住宅ローン控除の適用期限等の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し並びに特定暗号資産の取引に係る課税の特例の新設を行うほか、固定資産税関係として、免税点の見直しをしようとするものである。

＜主な改正の内容＞

個人市民税関係

(1) 防衛特別所得税の創設及び復興特別所得税の改正に伴う寄附金税額控除に係る規定の整備

防衛力強化に係る財源確保のため、新たに「防衛特別所得税（税率 1 %）」が創設されるとともに、東日本大震災からの復興のための財源を確保するために導入されている「復興特別所得税」の税率の引下げ（2.1 % → 1.1 %）及び課税期間の延長（10 年間）が行なわれることに伴い、これらの税を寄附金税額控除の計算に反映させるための規定の整備を行う（第 34 条の 7 第 2 項並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 改正関係）。

(2) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し

個人市民税における公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲は、所得税において源泉徴収の対象となる公的年金等を有する者等とされているが、所得税の基礎控除額が引き上げられたことに伴い、源泉徴収の対象となる公的年金等の額も引き上げられた結果、所得税において当該申告書の提出が不要となる者が生じることとなり、個人市民税の賦課決定に必要な扶養親族等の有無を把握できない場合が生じることとなった。

このため、個人市民税において適正な税額計算ができるよう、当該申告書の提出義務の範囲を見直す（第 36 条の 3 の 3 改正関係）。

(3) セルフメディケーション税制の適用期限の延長

セルフメディケーション税制とは、特定の医薬品を購入した際に、その購入費用が年間 1 万 2,000 円を超えるときは、その超える部分の金額（上限 8 万 8,000 円）を所得控除する制度であるが、この制度の適用期限を次のとおり延長する（附則第 6 条改正関係）。

種類	改正前	改正後
スイッチ OTC 医薬品 ※医療用から転用された医薬品	令和 9 年度	平成 30 年度以後 (恒久化)
非スイッチ OTC 医薬品		令和 14 年度 (5 年間延長)

(4) 住宅ローン控除の適用期限等の延長

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内において翌年度分の個人市民税から控除することとしているが、この控除の適用期限及び居住年（入居期限）を次のとおり延長する（附則第7条の3第1項改正関係）。

区分	改正前	改正後
適用期限	令和20年度	令和25年度
居住年（入居期限）	令和7年	令和12年

(5) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し

地方公共団体等が行う優良な宅地造成事業等のために、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合に、その長期譲渡所得に係る個人市民税の税率を軽減する特例を講じているが、その土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内にあるときには、その特例の適用ができないこととする（附則第17条の2第4項追加関係）。

(6) 特定暗号資産の取引に係る課税の特例の新設

暗号資産の取引については、総合課税により個人市民税6%が課税されているが、このうち、特定暗号資産の取引（金融商品取引業者登録簿に登録された一定の暗号資産を国内の暗号資産取引業者に対して、又は通じて譲渡することをいう。）に係る課税方法を分離課税に変更し、その税率を個人市民税3%に変更する（附則第19条の3追加関係）。

固定資産税関係

(7) 免税点の見直し

物価指数等の上昇に伴い、固定資産税の免税点を次のとおり見直す（第63条改正関係）。

固定資産	改正前	改正後
土地	30万円	据え置き
家屋	20万円	30万円
償却資産	150万円	180万円

(8) 施行期日

- ① 上記（2）から（4）まで 令和9年1月1日
- ② 上記（7） 令和9年4月1日
- ③ 上記（1）及び（5） 令和10年1月1日
- ④ 上記（6） 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（担当課：税務課）

議案第 117 号

佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正について

(議案書 25 ページ)

令和 9 年 4 月 1 日に下堅田児童クラブを旧下堅田幼稚園に移転しようとするものである。

下堅田小学校の校舎に隣接した位置にある下堅田児童クラブは、利用者数の増加に伴い、同小学校のグラウンドに隣接する下堅田幼稚園が令和 6 年度末に閉園すると同時に当該園舎に移転する予定であった。

しかしながら、当該園舎内の空調設備に国の補助金を充当していることが判明し、当該設備を児童クラブの用途に変更する場合には、国に対する財産処分の承認手続及び補助金の返還手続が必要となることから、当該園舎への移転を見送り、現在は、教育委員会の使用承認を受け、臨時的に当該園舎を併用利用している状況にある。

今回、国に対する当該手続が令和 8 年度中に終了する見込みとなったことから、当該児童クラブの位置の変更に係る改正を行おうとするものである。

<改正の内容>

(1) 下堅田児童クラブの位置の変更

下堅田児童クラブの位置を次のとおり変更する(別表改正関係)。

改正前	改正後
佐伯市大字堅田 5954 番地	佐伯市大字堅田 5532 番地 (旧佐伯市立下堅田幼稚園)

(2) 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

(担当課：こども福祉課)

議案第 118 号

佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

(議案書 26 ページ)

議案第 106 号と同様に、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめに関する重大事態の調査等を行うため、教育委員会の附属機関として設置している「佐伯市いじめ問題対策委員会」について、その委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の報酬の額を改定しようとするものである。

<改正の内容>

(1) 委員の報酬の額の改定

「佐伯市いじめ問題対策委員会」の委員の報酬は、本市における他の附属機関の委員等と同様に、日額 4,500 円としている。

しかしながら、近年の県内他市の同様の委員会の開催状況等を踏まえると、本市において案件が発生した場合、調査等に膨大な時間と労力を要し、委員に多大な負担を強いることとなり、また、委員は事実関係の認定や再発防止策の提言を行うなど重責を担うことから、現行の報酬の額と業務負担等に乖離が生じることとなる。

これらのことから、委員の職務内容及び職責を考慮し、次のとおり、委員の報酬の額を改定する（別表第 1 改正関係）。

区分	改正前	改正後
委員長	日額 4,500 円	日額 25,000 円
その他の委員		日額 20,000 円

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：学校教育課)

議案第 119 号

佐伯市いじめ問題対策委員会条例の一部改正について

(議案書 28 ページ)

議案第 107 号と同様に、議案第 118 号に記載の「佐伯市いじめ問題対策委員会」の委員（臨時委員を含む。以下同じ。）に守秘義務を課するための規定を新たに定めようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 守秘義務規定の新設

「佐伯市いじめ問題対策委員会」では、いじめに関する重大事態の調査等を行う過程において、委員が児童・生徒等の秘密を知り得ることが想定される中、非常勤の特別職である当該委員は、地方公務員法における守秘義務規定の適用がないため、当該条例において守秘義務規定を新たに定める（第 7 条追加関係）。

(2) 施行期日

公布の日

(担当課：学校教育課)

議案第 120 号

損害賠償事件の損害賠償の額の決定について

(議案書 29 ページ)

「予防接種業務における委託料の支払遅延に係る損害賠償事件」の損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

(1) 事 件 名：予防接種業務における委託料の支払遅延に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方：

(3) 事件の概要：本市が実施する予防接種業務の受託者である相手方から、令和 8 年 1 月に実施した当該予防接種業務に対する委託料の支払がない旨の連絡を同年 6 月 8 日に受け、調査したところ、相手方に対して支払うべき委託料 17 万 1,520 円を誤って他の医療機関に振り込んでいたことが判明した。その後、誤って振り込んだ医療機関からの返金手続を行うとともに、相手方に対して当該委託料の支払を同月 11 日に行ったことに伴い、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の規定により、相手方に対し、遅延利息の支払を行おうとするものである。

(4) 賠償根拠：政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「法」という。）第 14 条において準用する第 8 条

(5) 賠償金額：1,100 円

上記金額の内訳 遅延利息 1,100 円

上記金額の算出	
【委託料の額】 171,520 円	
【請 求 日】 令和 8 年 2 月 17 日	
【支 払 期 限】 令和 8 年 3 月 18 日	
【支 払 日】 令和 8 年 6 月 11 日	
【遅 延 期 間】 令和 8 年 3 月 19 日～同年 6 月 11 日	
【法定遅延利率】 令和 8 年 3 月 19 日～同月 31 日（13 日間）→年 2.5%	
令和 8 年 4 月 1 日～同年 6 月 11 日（72 日間）→年 3.0%	
< 計算式 >	
① 令和 8 年 3 月 19 日～同月 31 日分	
171,520 円×2.5%×13 日÷365 日≒152 円	
② 令和 8 年 4 月 1 日～同年 6 月 11 日分	
171,520 円×3.0%×72 日÷365 日≒1,015 円	
③ 合計（①＋②）	
152 円＋1,015 円＝1,167 円	
④ <u>遅延利息 1,100 円</u> ※法第 8 条第 2 項の規定により、100 円未満切捨て	

(担当課：健康増進課)

議案第 121 号

財産の取得について（佐伯市弥生学校給食センター厨房機器）

（議案書 30 ページ）

佐伯市弥生学校給食センターの厨房機器を機能低下に伴い更新する必要がある。
この厨房機器の購入に当たり、「佐伯市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 3 条の規定により、議会の議決を求めようとするものである。

（１） 購入予定動産

品名	数量
コンテナ洗浄機	1 台

（２） 購入の方法 要件設定型一般競争入札

（３） 予定価格 29,480,000 円（税抜き 26,800,000 円）

（４） 入札業者及び入札金額（消費税及び地方消費税を含まない金額）

入札業者	入札金額	備考
（株）中西製作所 大分営業所	24,000,000 円	落札
（株）マルゼン 大分営業所	不着	

（５） 契約の相手方及び契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）

大分市下郡北 3 丁目 13 番 32 号

株式会社中西製作所 大分営業所

所長 江副 陽祐

26,400,000 円

（落札率：89.55%）

【その他参考事項】

（１） 配備先 佐伯市弥生学校給食センター

（２） 納入期限 令和 9 年 3 月 18 日

（３） 購入費の財源内訳

（単位：円）

購入費	財源内訳	
	過疎対策事業債	一般財源
26,400,000	26,400,000	0

※過疎対策事業債（充当率 100% 交付税措置率 70%）

（担当課：体育保健課）

諮 問

諮問第2号**人権擁護委員候補者の推薦について（候補者佐藤公武）****（議案書 31 ページ）**

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

本市の人権擁護委員のうち佐藤公武（さとう きみたけ）委員の任期が令和8年12月31日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：みんなつながる課）

諮問第3号**人権擁護委員候補者の推薦について（候補者中山淳）****（議案書 33 ページ）**

諮問第2号と同様の諮問である。

本市の人権擁護委員のうち中山淳（なかやま じゅん）委員の任期が令和8年12月31日で満了するため、同委員を再度推薦しようとするものである。

（担当課：みんなつながる課）

専決処分の報告

報告第 14 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 36 ページ)

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 8 年 7 月 17 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものである。

(1) 事 件 名 : 佐伯市蒲江大字蒲江浦 3937 番 3 付近の市道河内清滝橋線で発生した車両損傷事故に係る損害賠償事件

(2) 相 手 方 :

(3) 事件の概要 : 令和 8 年 6 月 18 日午後 5 時 30 分頃、佐伯市蒲江大字蒲江浦 3937 番 3 付近の市道河内清滝橋線を相手方が自転車で走行していたところ、当該市道を横断する側溝のグレーチングに隙間が生じていたことにより、その隙間に当該自転車の前輪が挟まれ、当該自転車の前輪タイヤを損傷した。

(4) 和解内容 : 佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

(5) 賠償根拠 : 国家賠償法第 2 条第 1 項

(6) 賠償金額 : 1,188 円 (保険適用範囲内)

上記金額の内訳 車両修理費 1,188 円

(担当課 : 建設保全課)

報告事項

第 10 号報告

有限会社きらりの経営状況について (議案書 38 ページ)

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、「有限会社きらり」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)

第 11 号報告

公益財団法人さいき農林公社の経営状況について (議案書 39 ページ)

第 10 号報告と同様に、「公益財団法人さいき農林公社」の経営状況について説明する書類を提出するものである。

(担当課：農政課)

第 12 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について (議案書 40 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：令和 8 年 7 月 6 日
- (2) 事故の場所：佐伯市蒲江大字波当津浦 772 番 19 付近の県道古江丸市尾線
- (3) 相手方：
- (4) 事故の概要：令和 8 年 5 月 29 日午後 4 時頃、佐伯市蒲江大字波当津浦 772 番 19 付近の県道古江丸市尾線において、佐伯市コミュニティバス運行業務委託先運転手が業務上、市有コミュニティバスで波当津集会所前停留所へ向け走行中、道路の幅員が狭小の山間部にて対向車と対面したことから、当該対向車との擦れ違いのため当該コミュニティバスを後進させていたところ、後方確認が不十分であったため、後方で停車していた相手方が所有する大型自動二輪車に接触し、当該大型自動二輪車が転倒したことにより、当該大型自動二輪車の左部を損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：238,139 円（保険適用範囲内）
上記金額の内訳 車両修理費 238,139 円

(担当課：地域振興課)

第 13 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 42 ページ)

第 12 号報告と同様の報告である。

- (1) 専決処分日：令和 8 年 6 月 25 日
- (2) 事故の場所：佐伯市蒲江大字波当津浦 772 番 19 付近の県道古江丸市尾線
- (3) 相手方：
- (4) 事故の概要：令和 8 年 5 月 29 日午後 4 時頃、佐伯市蒲江大字波当津浦 772 番 19 付近の県道古江丸市尾線において、佐伯市コミュニティバス運行業務委託先運転手が業務上、市有コミュニティバスで波当津集会所前停留所へ向け走行中、道路の幅員が狭小の山間部にて対向車と対面したことから、当該対向車との擦れ違いのため当該コミュニティバスを後進させていたところ、後方確認が不十分であったため、後方で停車していた大型自動二輪車に接触し、当該大型自動二輪車が転倒したことにより、その転倒に巻き込まれ当該大型自動二輪車の左側後方に停車していた相手方が所有する原動機付自転車が転倒し、当該原動機付自転車の左部を損傷した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：167,915 円（保険適用範囲内）

上記金額の内訳	車両修理費	108,515 円
	代車費用	59,400 円
(担当課：地域振興課)		